重要法令解説

このコーナーは、本紙に執筆していただ いている各弁護士の方々に、最新の重要 法令を専門的な見地から解説していただ くものです。

粟津法律事務所 弁護士

粟津 光世(あわず みつよ)

1970年 京都大学法学部卒業 1973年 大阪弁護士会登録

著書:「日本、中国、台湾、香港の判決、仲裁判断の 者音・「日本、丁昌、口信、目にといい、 相互承認と執行の現況」(国際商事法務)、「中国『契 約法』と建物賃貸借」(同上)、「中国における並行 輸入と商標侵害」(同上)、「中国・農業承包契約の

諸問題(JCAジャーナル)他多数

日中の判決はなぜ相互に執行できないか ~ 大連中院決定と大阪高裁判決の背後に潜むもの~

はじめに

中国は、1994年に最高人民法院の司法解 釈とこれに従った大連市中級人民法院の決 定によって、「日本で成立した判決は、中 国では執行できない」という重要な先例を 確立したところ、日本では2003年4月に大阪 高裁が、「中国の人民法院が下した民事判 決は、日本において効力を認めることはで きない」という注目すべき判決を出した(判 例時報1841号111頁に全文)。

筆者は、大阪高裁の判例要旨と簡単なコ メントを国際商事法務2003年10号1425頁に 発表した。

本稿は、日中両国の決定、判決、関連条 文と司法解釈の全文または一部を掲載し、 上記拙論とは別の角度から解説するもので ある。

KEYWORD

外国判決の承認・執行、相互保証、強制 執行と国家主権、中外合弁会社の出資持分 に対する強制執行

【法令・司法解釈・判決・決定】

【A】司法解釈(1992.9.7最高人民法院 《関于被執行人以其全部資産作股本與外方 成立合資企業的応当如何執行問題的復函》 法函 [1992] 114号)

湖南省高級人民法院あて:

貴院の法経[1992] 1 号伺いを受領した。 検討の結果、つぎのとおり回答する。

債務者が1990年12月31日に浙江省紹興県 軽工業公司およびアメリカ樺品企業有限公 司と合弁により設立した浙江占石製衣有限 公司は、登記と中国企業法人の営業許可を 経て、法人の資格を有するから、(債権者 は) 直接に当該法人の財産を執行できない のは当然である。

しかし、改革開放を有利に進めるため、 債務者が合弁会社に対して有する出資持分 の一部で債務額に相当する部分を他の合弁 相手方の同意を得た後に譲渡させてよいが、 他の合弁相手方は優先譲受け権を有する。

もし、この譲渡の同意がなければ、債務 者が受ける弁済期が到来した出資配当金に 対してのみ執行すべきであり、必要ならば 保全処置をとり債務者への支払を制限して よく、この場合は、関係単位に執行共助の

通知をせよ。

【B】司法解釈(1994.6.26最高人民法院《関于我国人民法院応否承認和執行日本国法院具有債権債務内容裁判的復函》法[1994]第17)

遼寧省高級人民法院あて:

貴院の[1994] 民外字第72号伺いを受領 した。

これによると、日本人五味晃は、大連市 中級人民法院に対し日本・横浜地方裁判所 小田原支部が下した判決および熊本地方裁 判所玉名支部が下した債権差押並びに転付 命令について承認・執行の許可を求めた。

我が国の人民法院が上記各裁判を承認・ 執行の許可ができるか否かの問題を検討し た結果、次のとおり考える。

我が国と日本とは相互に裁判所の判決や 決定の承認・執行を許可する二国間条約の 締結をせず、または国際条約にも加盟して おらず、また相互の互恵関係も存在しない。 したがって民事訴訟法第268条により、我が 国の人民法院は日本の裁判所の裁判の承 認・執行の許可をしない。

よって、日本人五味晃の本件申請を却下 するとの貴院の処理意見に同意する。なお 却下決定の理由については、上述の趣旨に もとづいて慎重に考慮して記載されたい。

【C】大連市中級人民法院1994年11月5日決定〔日本公民五味晃申請中国法院承認和執行日本法院判決案〕

申請人X:五味晃(男、日本籍、1932年11 月8日生まれ、住所・神奈川県伊勢原市) 訴訟代理人:劉勇(遼寧省大連渉外商貿律 師事務所・律師)

Xは、日本・日中物産有限会社(代表者:

字佐邦夫)との貸金事件で大連市中級人民 法院に対して、日本横浜地方裁判所小田原 支部が下した判決および熊本地方裁判所玉 名支部が下した債権差押並びに転付命令の 承認ならびに執行を申請した。

同法院の審査によると、Xは、日本人で、 日本の日中物産有限会社と貸金紛争があり、 日本・横浜地方裁判所小田原支部で同社お よび宇佐邦夫に対し1.4億円の給付判決を 得た。宇佐邦夫は日本には支払うべき財産 がないので、熊本地方裁判所玉名支部は、 宇佐邦夫が中国で設立した中日合弁企業 「大連發日海産食品有限公司」を第三債務 者として同人が同社に有する出資持分485 万人民元に対して差押並びに転付命令を発 した。

上記判決と差押並びに転付命令は、国際 ハーグ送達条約にもとづき日本の所定裁判 所から我が国司法部に委託されて大連發日 海産食品有限会社に送達されたところ、同 社は日本の裁判所の判決は中国法人に対し ては効力がないとして、履行を拒絶した。

そこで、Xは、大連市中級人民法院に対して日本裁判所の判決および債権差押並びに転付命令の承認と執行を求める本件申請をした。大連市中級人民法院は次のように認定した:

民事訴訟法第268条は「人民法院が外国裁判所が下した判決・決定の承認・執行を求める申請に対しては、中国が締結した二国間条約または加盟した国際条約、または互恵原則にもとづいて審査し、中国の法律の基本原則または国家主権、安全、社会公共利益に違反しないと認めた場合はその効力を承認し、執行の要求があれば執行命令を出し、本法の関係規定により執行する。中国の法律の基本原則または国家主権、安全、

社会公共利益に違反すると認めた場合は、 承認・執行をしない」としている。我が国 と日本は、裁判所の判決・決定の承認・執 行に関する二国間条約を締結しておらず、 国際条約にも加盟していないし、また相互 の互恵関係も存在しない。したがって当院 は、1994年11月5日次のとおり最終の決定 する:

- 1. Xの本件申請を却下する。
- 2.事件受理費200元はXの負担とする。(出典:最高人民法院公報1996年第1期29頁)

【D】大阪高等裁判所第1民事部2003年4月9日判決(原審・大阪地裁堺支部) 控訴人 (原告) X 被控訴人(被告) Y 事件名 平成14年(ネ)第2481号・投資金

額確認請求控訴事件 1,日本の何○○クリーンは、1991年に中 国山東省諸城市昌城鎮で中国諸城市○○公 司と合弁会社○○食品有限公司を設立した

が、日本の実質的な出資者はX個人であった(X、Yは日本人で、ともに制○○クリーンの社員持分を有している)。

XとYの間で上記合弁会社への出資金の帰属をめぐり紛争が起き、YはXを被告として濰坊市中級人民法院に合弁会社の日本方出資者は何○○クリーンであり、Yは何○○クリーンの社員持分権にもとづき合弁会社への出資配当金に対して権利を有することの確認を求めて提訴したところ、同法院はこの請求を認容したので、Xが山東省高級人民法院に上訴したが1998年4月7日上訴棄却となり、この中国の判決は確定した。2、ところがXは、日本の大阪地裁堺支部にYを被告にして合弁会社の日本方の出資

者はXであり、その金額は○○米ドルであることの確認を求めて訴えを起こした(本件)。

原審は、「本件は、中国で確定した判決 と同一訴訟物であり、<u>同判決は日本でも効力を有する</u>から、紛争の蒸し返しとして訴えの利益がなく、不適法である」として、 訴え却下の判決を下した。

3, しかし、控訴審である大阪高裁は、次の理由で原判決を取り消し、大阪地裁に差し戻した。

「(濰坊市中級人民法院と山東省高級人民法院)の判決は、(日本の)民事訴訟法118条の外国裁判所の確定判決に該当すると認められるので、これが日本において効力を有するか否かを民事訴訟法118条に従い検討する」

「まず、民事訴訟法118条4号によれば、 外国裁判所の判決の効力が認められるため には、『相互の保証があること』が要件に なるので、この点について検討する。

同号にいう『相互の保証があること』とは、当該判決をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が、同条各所定の条件と重要な点で異ならない条件のもとに効力を有するものとされている事をいうものであり、これに関して、相互保証が、予め条約その他何らの国家間の合意により確保されている必要はないと解される」

「ところで、上記認定によれば、中国民事訴訟法268条は、外国の裁判所が下した法的効力を生じた判決等について、中国が締結したもしくは加盟した国際条約に従い、または互恵の原則により審査を行った後、中国の法の基本原則または国家主権・安全・社会公共の利益に反しないと認めると

きは、その効力を承認する裁定をする旨を 定めている。

これは、中国において外国の裁判所の判決の効力を承認する裁定をするについて、必ずしも条約その他何らかの国家間の合意により確保されている必要はないものと解されるが、中国の法の基本原則または国家主権・安全・社会公共の利益に反しないことを要件としており、同国が我が国とは経済体制を異にすることからすると、我が国の裁判所の経済取引に関する判決が中国においてその効力を承認されるかどうかは判然としない」

「そして、甲第79,82,83各号証によれば、 中国最高人民法院が司法解釈をした『中国 民事訴訟法の実施に関する若干の意見』の 第318条は"外国裁判所が下した法的効力が 生じた判決・決定の承認・執行を請求しあ るいは申し立てたときに、もしその外国の 裁判所の所在国と中国との間に締結または 加盟した国際条約あるいは互恵の関係がな い場合は、中国の法院はその判決・決定を 承認または執行することができない"とし ており、これについては、中国が2国間の 司法共助・協定があることを外国判決の承 認と執行を認める前提条件としていること を示すとする解釈があり、横浜地方裁判所 小田原支部の貸金請求訴訟の判決について 熊本地方裁判所玉名支部がした差押え、譲 渡命令について、同事件の申立人が中国大 連市中級人民法院に上記判決および差押さ え・譲渡命令の承認と強制執行を申したて た事案において、上記最高人民法院は、1994 年6月26日、大連市中級人民法院の上級裁判 所である遼寧省高級人民法院の問い合わせ に対して、

"我が国が右各裁判(上記判決および差

押さえ、譲渡命令)を承認、執行しうるか 否かにつき検討した結果、当院は以下のと おり思量する。

我が国と日本とは相互に裁判所の判決・ 決定を承認、執行するとの国際条約を締結 していない。相互の関係も作り上げられて いない。民事訴訟法268条の規定にもとづき、 人民法院は、日本の裁判所の判決を承認、 執行しない。

それゆえ、日本人A(上記承認、執行の 申立人)の申立を却下するとの貴院の処理 意見に同意する"との回答をし、これを受 けて大連市中級人民法院は、同年11月5日、 中国の法律の基本原則または国家主権、安 全、社会公共利益に違反するものは承認及 び執行をしないとの原則を述べたうえで、 "中国と日本との間には相互に裁判所の判 決、決定を承認、執行する国際条約を締結 しまたは加盟していなし、相互の互恵関係 も成立していない"として、上記申立を却 下する決定をしたことが認められる」「そ して、他に経済取引に関する我が国の裁判 所の判決の効力が中国で承認された事例は ないし、上記相互の互恵関係を認める有権 解釈がされた事実もないとみとめられる」

「以上のような中国における我が国の裁判所の判決に対する扱いによれば、中国において、我が国の裁判所の判決が重要な点で異ならない条件のもとに効力を有するものとされているとまで認めることはできず、本件人民法院判決は、民事訴訟法118条4号の要件を満たしているものと認めることはできない」

「大阪地方裁判所においてなされた裁判 上の和解における中国人夫婦の協議離婚に ついて、中国の人民法院において承認、執 行された例はあるが(人民法院案例選1992 年第2期95頁)、これは人事訴訟における 和解の効力についての事例であり、しかも 協議離婚の効力が問題となったものである から、本件とは事案を異にし、上記判断に 影響を与えるものではない」

「<u>以上によれば、その余の点を判断する</u> までもなく、上記人民法院判決について、 我が国における効力を認めることができな いというべきである」

「(上記)認定のようにその中国の人民 法院の判決については、我が国における効 力を認めることができない以上、本件訴え をもって紛争の蒸し返しということはで きず、これを不適法と言うことはできない。 本件訴えを不適法であるとして却下した 原判決は相当でないので、これを取り消し、 民事訴訟法307条に従い、本件訴えを大阪 地方裁判所に差し戻すことする」

【E】中国民事訴訟法第268条

人民法院が外国判決・決定の承認または 執行を求められたときは、中国が締結した 二国間条約または加盟した国際条約、また は互恵原則にもとづいて審理し、中国の法 律の基本原則または国家主権、安全、社会 公共利益に違反しないと認める場合は、そ の効力を承認し、要求があれば執行命令を 出し本法により執行する。中国の法律の基 本原則、安全、社会公共利益に違反すると みとめる場合は、承認・執行をしない。

【F】日本民事訴訟法第118条

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一、裁判管轄があること
- 二、被告に対し適式な呼び出し

がなされたこと

三、 公序良俗に違反しないこと 四、 相互の保証があること。

【G】日本民事執行法第24条

③ 外国判決についての執行判決を求める訴えは、【F】の要件を具備しないときは、却下しなければならない。

【H】人民法院執行規定(1998. 6. 11最高人民法院《関于人民法院執行工作若干問題的規定(試行)法釈「1998」15号》)

55. 債務者が中外合弁または合作企業に対して出資持分を有している場合は、合弁または合作の他方出資者の同意と対外貿易部門の許可を得て、差押さえした出資持分を譲渡することができる。

もし債務者が出資持分以外に執行できる 財産がないときは、<u>他方出資者が不同意で</u> も強制的に他に譲渡できる。ただし、他の 出資者の優先買取権は保護される。

【解説】

1,【C】が最高人民法院公報に掲載されたとき、筆者が属する現代アジア法研究会で熱心に討論をし、「これは将来、日中間の判決の執行にとって確実にマイナスの影響を与えるであろう」という結論に達した。そして筆者はこの大連市中級人民法院の決定の背後に最高人民法院の司法解釈、すなわち批復とか復函などのマル秘文件があるのではなかろうかと密かに疑った。今日では、【C】の背後に【B】という司法解釈が厳然と存在することが明らかになった。

中国では、単に法令や案例を熟読するだけ では実質上の公権解釈がどこにあるかがわか らない。これらの背後に<u>司法解釈や共産党中</u> 央の文件があるかが常に問題とされる。

2,中国の人民法院が下した判決を日本で強制執行する場合には、日本の裁判所で執行を許可する旨の判決を得る必要がある。 その関係条文である【F】四「相互の保証があること」の意味は【D】の3で簡潔に説明されている。

しかし、「日中間の判決の執行について、相互保証があるか」のテーマに関しては、青山善充がすでに1984年に「中国の場合は、その承認要件である"中国法の基本原理・中国の社会利益に反していない"という要件が判然とせず、この要件が共産主義国の法秩序の厳格な維持を目的とするならば、日本との間に相互の保証を欠くことになろう」と述べ1、【E】のイデオロギー的な規定に早くから疑問を呈していた。これを敷衍すると、中国側の態度は「日本など資本主義国家の裁判所の判決や決定は、中国では決して執行させないぞ!」という法政策といえる。

【B】【C】は「相互の互恵関係も存在しない」というが、日本の裁判所はこれまで中国の人民法院の判決や決定を不承認とか不執行にしたことは一度もないし、相互の互恵がないことは理由にならない(【F】【G】と【E】を比べると要件がやや異なる点に注意)。

日中間に判決等の執行・承認に関する二 国間条約や国際条約に加盟していないこと はそれだけで却下理由になるか。

この点【D】は、中国においてこのような条約が不可欠と考えられていると述べる

¹鈴木・三ケ月『注解民事執行法(1)』第1法規 1984年 419 頁。 が、中国の文献の引用がなく説得的ではない。この点は筆者は今後言及したい²。

3,【C】の出典は最高人民法院公報であるが、【C】で却下決定が下されたのが1994年11月であるのに、公報に掲載されたのは1年半先の1996年3月で、余りにも遅すぎる。この公報には全文ではなく最高人民法院審判委員会が適当に原文を要約したものが掲載される。残念であるが、現在のところ公報など中国の公式の判例集はすべて「編修されたもの、要約もの」であることを覚悟の上で判例のコメントをするほかない

ところが、【C】の出典である公報には 原文中の重要と思われる項目や論点が意識 的にカットされていることがわかった。

すなわち、【C】と同一事件を収録した 政府系の編修にかかる最高人民法院中国応 用法学研究所編『人民法院案例選(民事巻 下)』人民法院出版社2000年2034頁と司法 部編『国際私法案例選編』法律出版社1996 年144頁には、次の【I】のような別の却下 理由が掲載されている。

【 I 】理由:

2【E】の原文は〔依照国際条約、或者案照互恵原則〕、【D】が引用する《民訴法適用意見》318の原文は〔没有国際条約、也没有互恵原則的〕となっており、文理上は「条約または互恵原則にもとづき」「条約がなく、互恵原則もないときは」と解釈するのが妥当であり、すなわち「条約があればそれにより、条約がなければ互恵原則による」という意味になる。常怡『強制執行的理論與実務』重慶出版社1992年291頁、楊栄新『民事訴訟法学』中国政法大学出版社1997年559頁、梁書文『民事訴訟法及配套規定新釈新解』人民法院出版社1996年1001頁など標準テキストにもこのように解釈されているが、残念ながら互恵原則の詳しい説明がなされていない。

「大連市中級人民法院は、五味晃の申請を 民事訴訟法第268条にもとづいて受理し、次 のとおり認定する。

中国と日本には裁判所の判決の承認・執行に関する共同の条約がなく、相互の互恵もない。日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した判決では、当事者はすべて日本人であり、貸金行為も日本で行われ、これらの事実と中国の大連發日海産品有限公司とは何ら法律関係がない。

さらに日本の熊本地方裁判所は上記判決は(外国において直接には)執行できないのに、中国方に何ら通知をせずっ、大連發日海産品有限公司を第三債務者としたのは小、法律の根拠なく、実質的に中国の司法権を侵害するももである=〔未経通知中方、便追加中国大連發日海産品有限公司為債務第三者、没有任何法律依据、実属侵犯中華人民共和国司法主権之行為〕。

また横浜地方裁判所小田原支部の判決は、被告・宇佐邦夫の欠席のもとになされており、本申請人・五味晃は、中国の法院に上記横浜地裁が宇佐邦夫に適式な公判期日呼出状を送達したことの証拠を提出しないま。したがって、申請人が承認・執行を求めた日本の判決、差押並びに転付命令について、我が国の法院は承認できないのであるへ。

よって、民事訴訟法第268条により、1994 年11月5日、次のとおり、決定する本件請求 を却下する。」

上記「人民法院案例選」の評者である楊 洪逵は「日本の裁判所は判決を執行すべき 旨の司法文書を(ハーグ)条約で形式上は 合法的に送達したけれども、その目的は、 当該公司に強制執行を命じる文書であり、 我が国では(外国は)直接に執行手続きは できないから、この直接執行のやり方は、 中国の国家主権を侵害するものである」「この行為は我が国の司法権を無視した。大連の公司が当該文書の受領を拒絶したのは国家主権を擁護したもので正しい」と述べる。

【I】の下線部分はこついて、日本の【F】118条(二)では、「敗訴被告が訴訟の適式な呼出状を受けたこと」を外国判決の執行許可の要件の一つにしている。しかし、中国の【E】にはこの要件はない(中国・ポーランド、中国・フランスの各2国間条約には、この要件がある)。

ハもおかしい。債権差押さえには第三債務 者が執行の当事者になるのは日中とも当然 である。もっとも、判決書自体の送達は国 際司法共助により外国に適式に送達できる が、差押命令書の送達は強制執行の手続き であるから、判決書の送達と同一に論じら れない。判決書の送達は、債務名義という 司法文書の海外送達に過ぎないが、差押命 令は強制執行の端緒として、その命令書の 送達を含めてこの執行手続の全般は、執行 地の国の執行機関の専権に属する。従ってへ は、判決書と差押命令書を混同していると 思う。

公報への掲載に際して最高法院がこれらの箇所を意識的にカットして掲載したと想像する。すなわち、却下理由としては、条約不存在と相互保証不存在の2点だけでよいのである(【B】の末尾でわざわざ"なお、却下決定の理由については、上述の趣旨にもとづいて、慎重に考慮して記載されたい"と注意しているのに、大連市中院がおかしい理由を付言したので、最高法院がこれらをカットしたと思われる)。

4. もし仮に【C】で執行が許可されたな

ら、どうなるか。これは「中国において、 合弁・合作企業への出資持分に対して強制 執行ができるか、その方法は?」という従 来のホットなテーマである。

現在では1998年に【H】が制定されたので、強制執行ができ、実例も多いが、【C】 事件の当時は実例が少なく疑問があった³。

すでに旧民事訴訟法の時代である1987年 に、中外合弁会社への出資配当請求権に対 して外国出資者の債権者からする差押さえ を認めた注目すべき司法解釈が出ている⁴。

しかし、当時は出資持分に対する執行について、基本たる出資持分権 [<u>股権</u>] とその支分権にすぎない配当請求権 [<u>股息、紅利</u>] が混同され、また出資者が有する出資持分と会社設立のときに出資した現金や財産と混同され、出資持分に対する差押さえは、合弁会社自身の財産に対する差押さえと混同され、その結果、このような執行は会社資産の流失であると誤解され嫌悪された。

股息や紅利に対する差押さえについては、 学説実務とも異論はなく、その根拠は債権 差押さえの一般規定である司法解釈にある とされた⁵。

³拙著「中国における株式・出資持分の譲渡、質入れ、強制執行、喪失」JCAジャーナル 1999 年 11 月号 9 頁と引用文献を参照されたい。

法制度からいうと、出資持分に対する差押執行は、出資持分を強制的に換価しそれを第三者に譲渡するのだから、出資持分自体の譲渡を法的に認める実体法がなければならない。当時は会社法がなかったが、三資企業法とその実施細則には出資持分の制限的譲渡を明文で認めていたにもかかわらず(合弁4、実施20)、通説と実務は出資持分の執行には否定的であった6。

その後、1993 年に会社法35条が有限会社の 持分譲渡を明文化し、1995年に担保法78条3項 が出資持分の質入れを明文化し、1997年に合 弁会社出資持分変更規定の司法解釈が出され 7、1998年に【H】で執行手続きを集大成し て完備し、1999年に国家工商局は、各地の 工商局に対して、強制執行による出資持分 変更の登記に協力すべき旨の通達を発し⁸、 ここにこの種の議論に終止符が打たれた。

権なのかという議論が絶えなかった。

6葉軍「外商投資企業投資者股権変更若干問題的思考」河南省政法管理干部学院報 2003 年 2 期 140 頁以下の「判決や仲裁判断で株式・持分を執行することの問題」の中で「確かに行政機関は法律上、法院の執行命令に協力すべき義務があるが、行政機関は外商企業法上の特殊な法政策を優先せざるを得ない」と述べる。

⁷ 1997. 5. 28 对外貿易経済合作部·国家工商行政管理局《外商投資企業投資者股権変更的若干規定》。 ⁸ 1999.5.27国家工商行政管理局《関于協助人民法院執行凍結或強制転譲股権問題的答復》工商企字[1999]第143号。

これによると、人民法院によって出資持分について競売、任意換価、代物弁済などの執行命令書が工商局に送達されたときは、同局は次のような措置をとる。

- 1、持分変更登記を一時停止する。
- 2、会社に期限を定めて、書類(代表者の記名捺印、出資者の承認書、取締役の承認書、定款の変更書)を提出させ、持分変更の登記をするように通知する。
- 3、会社が期限内に持分変更の登記を申請しない ときは、行政処罰に処する。

しかし、この方法では、会社がネグレクトすれば、変更登記は不可能になるという弱点がある。

^{4 1987. 10. 19} 最高人民法院《関于審理渉港澳経済 糾紛案件若干問題的解答》法(経)發 [1987] 28 号の七「関于審理和執行問題」(四)。ただし、こ れは、出資配当請求権(原文では、投資権益。一般には、股息、紅利という)に対して差押さえ執 行を認めただけで、出資持分自体に対して差押さ えを認めたのではない。1992 年に【A】は、他の 合弁パートナーの同意を条件に出資持分の強制執 行を認めた。

^{5 1992. 7. 14} 最高人民法院《関于適用民訴法若干問題的意見》300「人民法院は、債権者の申請により、第三債務者に弁済期の到来した債務を債権者に支払うよう催告し、強制執行を命じることができる」の規定ががこれである。しかし、この規定は、果たして債権差押さえなのか、それとも債権者代位